

## 随意契約理由書

(工事名) 村野浄水場 急速ろ過池ほか排水ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場の急速ろ過池に設置している排水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は建屋内の排水を目的に設置している設備であるが、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、「随意契約ガイドライン3(4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)②③⑥」を満たすことから、株式会社ケイキで、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

## 比較見積りの省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 村野浄水場 排水処理施設ロータリースクリーン設備修繕

本件は、村野浄水場の排水処理施設に設置しているロータリースクリーン設備の修繕を行うものである。

本設備は濃縮槽に流入する排泥に含まれる異物を除去する設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備を施工した月島アクアソリューション株式会社からアフターサービス業務の業務移管を受けている、月島テクノメンテサービス株式会社で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

## 比較見積りの省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 磯島取水場 電動機設備補修工事

本件は、磯島取水場に設置している電動機設備の補修を行うものである。

本設備は、メーカー独自に設計、製作されたもので、補修を行うにあたっては、仕様、構造及びシステム全体の特性を熟知している必要がある。

このため、本補修は、当該設備を設計、製作及び設置をした株式会社明電舎が維持管理等の業務を移管している株式会社明電エンジニアリング以外行うことができない。

ついては、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同社大阪営業所と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

## 随意契約理由書

### (工事名) 磯島取水場 ポンプ設備修繕

本件は、磯島取水場に設置しているポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は、村野浄水場に導水を行っている設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社荏原製作所より維持管理業務を移管されている朝日企業株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

## 比較見積りの省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 村野浄水場 階層系浄水施設 K2 ほか次亜塩素酸注入設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している階層系浄水施設 K2 ほか次亜塩素酸注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な次亜塩素酸を注入するための設備であり、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を実施中である月島ジェイアクアサービス機器(株)で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

## 比較見積りの省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備改良工事

本件は、庭窪浄水場の北及び南系高度浄水処理棟東棟に設置している粒状活性炭吸着池設備の空洗弁の改良を行うものである。

本件の対象である空洗弁は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが業務を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設が大阪府に拠点をおく、株式会社クボタ建設大阪支社と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略。

## 随意契約理由書

(工事名) 大庭浄水場 除塵機設備補修工事

本件は、大庭浄水場の沈砂池に設置している除塵機設備の補修を行うものである。

本件の対象である除塵機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社丸島アクアシステムが補修及び点検の業務を移管している丸島産業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、丸島産業株式会社と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略。

## 随意契約理由書

(工事名) 磯島取水場ほか 除塵除砂設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 磯島取水場ほか 3 箇所に設置している除塵除砂設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である除塵除砂設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管しているクボタ環境エンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪営業所と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。



## 随意契約理由書

(工事名) 磯島取水場ほか 制水塔ゲート電動駆動装置及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 磯島取水場ほか 1 箇所に設置している制水塔ゲート電動駆動装置及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である制水塔ゲート電動駆動装置及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した西部電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、西部電機株式会社 大阪支店と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 送水管理センターほか 計算機設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか1箇所に設置している計算機設備の補修を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所 関西支社と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 送水管理センターほか 伝送設備改良工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか4箇所を設置している伝送設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である伝送設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術、知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、三菱電機株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 八尾ポンプ場 応援給水流量計改良工事

本件は、八尾ポンプ場に設置されている応援給水流量計の更新を行うものである。

9月4日に一般競争入札を実施した結果、予定価格内での入札がなく不調となり、9月7日に再度入札を行ったが、同様に予定価格内での入札がなく不調となった。

このため、再度入札に参加した東京計器株式会社大阪営業所に確認したところ、予定価格内での履行が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第9号により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (工事名) 漏水修理工事 (5次工水・高石市) その2

本工事は、高石市高師浜丁地内において、5次工水φ1000より漏水していることが判明し、上下流のバルブを閉止して応急処置を行っているが、漏水箇所である高石市運動広場の陥没が懸念されることから緊急に修理するものである。

修理を行うにあたり現在施工中の「漏水修理工事 (5次工水・高石市)」の受注者である「奥村組土木興業株式会社」へ問い合わせたところ、引き続き緊急工事を実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条 (同運用第13条関係第1項第7号) の規定により、省略する。

## 随意契約理由書

(工事名) 漏水修理工事 (河南連絡管柏原ルート・柏原市)

本工事は、柏原市円明町地内において過年度に布設した未供用管路における漏水修理工事を行うものである。

修理にあたっては、漏水箇所周辺の掘削及び管切断などを伴うが、過年度工事の施工者以外の者に施工させた場合、修理以降にトラブルが発生した場合の責任の所在が不明確となる。

また、過年度工事の施工者は当該現場を熟知しており、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利であることから、過年度工事の施工業者である株式会社山本工務店に工事について問い合わせた結果、調査・修理に必要な機材や作業員の手配が可能であることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約するものである。

## 比較見積りの省略理由

本工事は、漏水箇所周辺の掘削及び管切断などを伴うが、過年度工事の施工者以外の者に施工させた場合、修理以降にトラブルが発生した場合の責任の所在が不明確となることから、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条 (同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号) の規定により、比較見積書を省略する。

## 随意契約理由書

工事名称： 泉北浄水池 セキュリティ設備移設工事

契約番号： 05-23-経-6310

本件は、泉北浄水池に設置しているセキュリティ設備について別途工事に伴い移設を行うものである。

本件の対象であるセキュリティ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した NEC ネットエスアイ株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、NEC ネットエスアイ株式会社と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定に基づき比較見積を省略する。